

平成16年11月8日
経済産業省

特定商取引法違反の電話勧誘業者、(株)サンプルナースジャパンに行政処分
～虚偽トークと脅迫まがいの勧誘で、不要な教材の購入を消費者に強要～

経済産業省は、11月8日付けで、「起業家養成フォーラム・バーチャルカンパニーサン」という名称のシステムアドミニストレーター資格取得用教材等の電話勧誘販売業者である株式会社サンプルナースジャパン（本社：東京都渋谷区）に対し、特定商取引法の違反行為（不実告知、威迫困惑、迷惑勧誘、販売目的等の不明示）を認定し、同法第22条の規定に基づき、業務の改善を指示する行政処分を行いました。

1. (株)サンプルナースジャパンは、過去に宅地建物取引主任者や行政書士等の資格講座の契約をしたことのある消費者の顧客名簿を用いて消費者に電話をかけ、あたかも過去の契約に関係があるかのような説明をして教材の資料や案内を送付することを消費者に承諾させ、数週から数ヶ月後に再び消費者に電話をかけ、「あなたは資料の申込みをされたでしょう。それは契約したことになるんですよ。」と虚偽の説明をしたり、クーリングオフ期間が経過しているから解約は出来ないと告げるなどして、執拗に教材の購入契約を迫っていたものです。
2. また、契約していない等と主張する消費者に対して、「これから会社に行って給料を差し押さえる。」「裁判所に手続きを踏んで家を差し押さえる事になる。」等と告げ、消費者を威迫して困惑させるという違法な勧誘をしていました。

(本件に関する問い合わせ先)

	電話
経済産業省消費者相談室	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

(株)サンプルナースジャパンに対する行政処分の内容

1. 事業者の概要

- (1) 事業者名： 株式会社サンプルナースジャパン
- (2) 代表者名： 代表取締役 柏木 修一
- (3) 所在地： 東京都渋谷区代々木一丁目60番5号
- (4) 資本金： 1,000万円
- (5) 売上高： 平成13年度：約3,200万円
平成14年度：約3,400万円
平成15年度：約2,900万円
平成16年度上半期：約100万円
- (6) 設立年月日： 平成5年11月15日
- (7) 取引類型： 電話勧誘販売
- (8) 取扱商品： 「起業家養成フォーラム・バーチャルカンパニーサン」
(テキスト、CD-ROM等)
- (9) 販売価格： 498,000円

2. 取引の概要

株式会社サンプルナースジャパン(以下「(株)サンプルナースジャパン」という。)は、「起業家養成フォーラム・バーチャルカンパニーサン」と称するシステムアドミニストレーター資格取得用教材等を販売しているところ、過去に(株)サンプルナースジャパンの役員が在籍していた企業(以下「役員在籍企業」という。)の有していた顧客情報を用い、かつて役員在籍企業と宅地建物取引主任者や行政書士等の資格講座に係る契約をしたことのある消費者に対し、その消費者の勤務先又は自宅に電話をかけ、あたかも過去の契約に関連のある話であるかのように説明した上で、教材の資料や案内の送付を消費者に承諾させている。数週以上後に再び当該消費者に電話をかけ、当該消費者が資料送付に応じたただけであるにもかかわらず、教材の購入契約が成立している等の虚偽の説明を行ったり、クーリングオフ期間を経過したことを理由に解約は不可能であると告げるなどして、消費者に既に契約の申込みをしてしまったものと誤信させ、また、契約する意思のない消費者に脅迫めいた内容を告げて、執拗な勧誘などを行っていた。

3. 主な違反事実

(1) 不実告知(特定商取引法第21条第1項)

ア. (株)サンプルナースジャパンは、教材の資料や案内の送付を承諾したにすぎない消費者に対し、資料が届いた日から数週以上後に再び電話をかけ、「起業家養成フォーラムを申し込んだことになっていますが、どうされますか。」「あなたは資料の申込みをされたでしょう。それは契約したことになるんですよ。」「電話一本で契約は成立するんですよ。」「既に申し込みは成立してるんですよ。」「契約を解除する連絡もなければ契約するとの返事もないので、自動的に契約することになっています。」等、あたかも当該消費者が既に本件契約の申込みの意思表示をしたかのように誤信させ、契約の締結に係る手続を進めるように迫っていた。

しかし実際には、当該消費者が本件教材の購入の申込みをしたという事実はなかった。

イ. (株)サンプルナースジャパンは、過去に役員在籍企業と資格講座に係る契約をした消費者に対し、「宅建関係の資格がまだ残っています。除名するにしてもお金がかかります。」等、あたかも過去の契約に関連する何らかの義務が現存し、このため同社から新たに本件教材を購入する義務があるかのように告げていた。

しかし、実際には、当該消費者にとって、過去の契約に関連する何らかの義務が存在することはなく、このために同社から本件教材を購入する義務は何ら存在しなかった。

(2) 威迫困惑(特定商取引法第21条第2項)

(株)サンプルナースジャパンは、資料や案内の送付を承諾した消費者に対して、後日の電話で、あたかも当該消費者が契約の申込みをし、契約が既に成立したかのように告げ、これに対し、契約していない等と主張する消費者に対して、「弁護士と相談して債権回収の措置をとらせてもらう。」「取り立て人に頼んで回収してもらう。」「これから会社に行って給料を差し押さえる。」「裁判になったら、あなただけじゃなくてあなたの子供もブラックリストに載って、ローンを組めなくなる。」「裁判所に手続きを踏んで家を差し押さえる事になる。」等と告げ、当該消費者を威迫して困惑させていた。

(3) 迷惑勧誘 (特定商取引法第 2 2 条第 3 号、同法施行規則第 2 3 条第 1 号)

(株) サンプレナースジャパンは、契約する意思のない消費者に対し、「あなただけがまだなんですよ。」等と、あたかも契約していないのは当該消費者だけであるかのような話を何度も繰り返し、契約書に必要事項を記入して返送するよう執拗に告げて迷惑を覚えさせた。

また、(株) サンプレナースジャパンは、消費者の勤務先に電話をかけ、「資料を送りますから。」等と、執拗かつ長時間に渡って捲し立てた。その間、当該消費者は仕事を離れることを余儀なくされたため、同僚達に対する後ろめたさも手伝って、非常に迷惑を覚えた。

(4) 販売目的等の不明示 (特定商取引法第 1 6 条)

(株) サンプレナースジャパンは、電話勧誘をしようとするときに、教材の資料を送付したい旨を告げるのみで、消費者に対し、販売しようとする商品の種類を告げず、また、その電話が本件教材の売買契約の締結について勧誘するためのものであることを告げていなかった。

また、(株) サンプレナースジャパンの販売員は、本名ではなく偽名を用いて電話勧誘を行っていた。

4 . 勧誘事例

(株) サンプレナースジャパンの販売員は、平成 1 5 年 1 0 月ころ、消費者 A の勤務先に電話をかけ、「以前、行政書士の通信教育を申し込みましたよね。」「パソコンで行政書士の資格を取得する養成フォーラムの資料がありますので送らせていただきたいのですが。」等と告げ、A は軽い気持ちで「いいですよ。」と告げた。送られてきた書類は、クレジット会社との契約書類などで、説明とは違うものであった。その後同年 1 1 月、別の(株) サンプレナースジャパンの販売員は、A の自宅に電話をかけ、「以前送ったクレジット契約書が郵送されてないんですぐ送って下さい。」等と告げ、A が、「申し込みはしてませんので、契約はしません。」と告げると、同販売員は、「それじゃ困るよ。」「クレジットを申し込んで下さいよ。」「あなただけがまだなんですよ。」等と告げた。その後も、(株) サンプレナースジャパンの販売員は A に電話をかけ、「お金をすぐ振り込んで下さい。」と告げ、これを断られると急にヤクザ風の口調で、「銀行口座を差し押さえるぞ。」「これから会社に行って給料を差し押さえる。」「弁護士と相談して法的な措置をとる。」「取り立て人に頼んで回収して

もらう。」、「ブラックリストに載せてクレジット契約が出来ないようにしてやる。」等と告げた。これらの言葉に怖くなったAは、現金49万8,000円を指定された銀行口座へ振り込んだ。

5. 指示の内容

上記3.の違反事実を認定し、今後同様の行為を行わないよう指示。